

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成27年5月7日(2015.5.7)

【公開番号】特開2013-220733(P2013-220733A)

【公開日】平成25年10月28日(2013.10.28)

【年通号数】公開・登録公報2013-059

【出願番号】特願2012-93537(P2012-93537)

【国際特許分類】

B 6 0 R	13/01	(2006.01)
B 6 0 R	13/02	(2006.01)
B 2 9 C	43/02	(2006.01)
B 3 2 B	3/02	(2006.01)
B 3 2 B	3/26	(2006.01)

【F I】

B 6 0 R	13/01	
B 6 0 R	13/02	Z
B 2 9 C	43/02	
B 3 2 B	3/02	
B 3 2 B	3/26	A

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月23日(2015.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 5】

前記第1部材17、本体部材15および第2部材19の材料は、例えば以下の合成樹脂が好ましい。低密度ポリエチレン、高密度ポリエチレン、直鎖状低密度ポリエチレン、ホモポリプロピレン、ランダムポリプロピレン、ブロック状ポリプロピレン等のポリオレフィン系樹脂およびこれらのモノマー共重合体若しくはモノマーと他のモノマーとの共重合体と他のモノマーとの共重合体、ポリ塩化ビニル、塩素化ポリ塩化ビニル、A B S、A A S、A E S、ポリスチレン、ポリエチレンテレフタレート、ポリカーボネート、ポリアミド、ポリフッ化ビニリデン、ポリフェニレンサルファイド、ポリサルホン、ポリエーテルケトン及びこれらのコモノマー若しくはコモノマーと他のモノマーとの共重合体等が挙げられる。これらの材料は単独で使用しても併用しても良い。以上のように各種の熱可塑性樹脂を用いることができるが、コスト面、成形性、物性、耐低温性、耐熱性等の特性とのバランスを考慮すると、ポリプロピレン系樹脂が好ましい。なお、デッキボード9の剛性を高める場合は、フィラーを副材料として配合しても良い。副材料は、特に限定されるものではないが、コスト面、成形性、取り扱い性等とのバランスを考慮すると、タルク、炭酸カルシウム等が好ましい。フィラーの添加量が増加すると、コスト高、比重の増大につながるので、これらのバランスを考慮すると、添加量は総重量に対してタルクの場合は5~30質量%、炭酸カルシウムの場合は20質量%程度以下とするのが好ましい。さらに、前記フィラーの他に、酸化防止剤、紫外線吸収剤、帯電防止剤、抗菌剤、難燃剤、光安定剤、滑剤等を必要に応じて添加もしてもよい。